岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針【概要版】

1章《はじめに》

少子化による児童生徒数の減少に伴い、多くの小・中学校で学校の小規模化が進行する一方、宅地開発等で一部の学校に児童生徒が多く集まる傾向。

▶学校間の規模の違いによる教育環境への様々な影響が懸念。国の考え方も一定の集団規模の確保を重要視。□ 児童生徒にとってより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図る。



2章 《児童生徒数や学級数、学校規模の現状》

◆児童生徒数はピーク時の約半数に減少

·小学校: 20,060人(S55) ⇒10,309人(R1)

・中学校:10.260人(S61)⇒5.112人(R1)

◆学級数(通常学級)はピーク時の約6割に減少

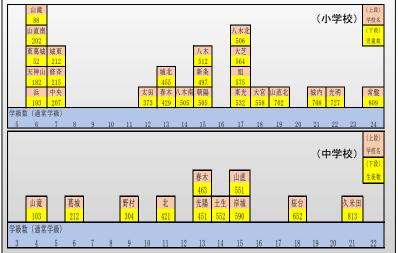
		S55	S61	R1	R20	R30
小学校	児童数	20,060	16,371	10,309	9,455	8,268
小子权	学級数	509	435	320	309	281
中学校	生徒数	8,848	10,260	5,112	4,491	4,173
中子仅	学級数	210	238	139	129	117

◆学校の小規模化が進行

11学級以下の学校

小学校: 2校(S55) ⇒8校(R1) 中学校: 1校(S55) ⇒4校(R1)

◆規模別の分類(令和元年度学校基本調査から)



3章・4章《小・中学校の適正な学校規模》

学校教育法施行規則第41条、第79条に基づく学校規模の標準(小・中学校とも12学級以上18学級以下)や、国の手引き及びアンケート調査結果、審議会答 申等を踏まえ、小・中学校の適正な学校規模の考え方と、今後適正化の取組を進めていく学校規模の範囲は次のとおりとする。

◆適正な学校規模の考え方

	学校	· 技規模
	1 学年あたり学級数 (通常学級)	全学年学級数 (通常学級)
小学校	2~3学級	12~18学級
中学校	4~6学級	12~18学級

◆学校規模の適正化を検討する範囲

	区分		適正化を検討する範囲	
	小規模校	小学校	単学級の学年が過半数となる場合	
l	小戏侯仪	中学校	8学級以下	
	大規模校	小学校	- 25学級以上	
	人祝侯仪	中学校		

児童生徒により良い教育環境の整備と学校教育の充実の観点から、適正化の取組を進めていく。

4章《適正化の具体的方策と必要な対策》

- ○周辺の学校との距離や学習環境などを勘案しながら、①「**通学区域の見直し」と②「学校の統合」**の2つの方策で適正化の取組を進める。
- ○通学路の安全確保をはじめとした、児童生徒の通学環境・学習環境の変化等に配慮。
- ○学校が果たしてきた防災や地域コミュニティの拠点としてのあり方などについても十分に検討しながら進める。

5章《今後の進め方》

●異学年間の縦の交流が生まれやす

●学校が一体となって活動しやすい。

いやすい。

- 〇適正化対象校等の今後の学校規模や児童生徒数の推計等に基づき、小規模化による教育環境への影響が懸念される地域から順次適正化の取組を実施。
- 〇適正化対象校等が含まれる地域ごとに、適正化の方策と手順、実施時期等を示した実施計画を策定・公表。

●クラス替えが困難なことなどから、人間関

●教員一人に複数の校務分掌が集中しやすい

係や相互の評価等が固定化しやすい。

○保護者や地域住民の不安を解消し、理解を得ながら進められるよう、丁寧な説明と話し合いを行い、適正化の取組を着実に実施。

	《参考》(小規模校、大規模校のメリ	ット・デメリット) (小規模校)		(大規模校)	
ı	メリット	デメリット	メリット	デメリット	
l	●児童・生徒の一人ひとりに目がと どきやすく、きめ細かな指導が行	●集団の中で、多様な考え方に触れる機会や	●集団の中で、切磋琢磨することを通じて、	●学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひ	

- とりの個別の活動機会を設定しにくい。 ●様々な部活動の設置が可能となり、選択の幅 ●学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
- が広がる。
- ●特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、 ●経験、教科、特性などの面でバランスのとれ 学校活動に一定の制約が生じる場合がある。 た教職員配置を行いやすい。